

神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用管理要領

令和4年1月1日改正 建設局長決定

(目的)

第1条 この要領は、神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用管理要綱（以下「要綱」という。）第2条第5項に規定する様式第1号が提出された場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークのデータ配付)

第2条 要綱第2条に規定する認定者より神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用申請書（様式第1号）が提出された場合は、神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用承諾書（様式第2号）と共にロゴマークのデータを申請者へ配付する。

(ロゴマークの使用取り消し)

第3条 要綱第3条の各号におけるロゴマークの使用取り消しに該当した場合は、神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用取り消し通知書（様式第3号）を使用者に送付し、使用を取り消す。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月1日から施行する。